平成２４年（フ）第１６６号
徳島市名東町１丁目31番地、旧住所徳島市名東町１丁目109番地の17
債務者　天新　　守
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８５号
徳島県徳島市住吉２丁目１番２号
債務者　川口　晴彦
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２２号
大分県別府市石垣東１丁目９番５―205号
債務者　姫野　　亨
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２３３号
大分県臼杵市大字井村2048番地の１
債務者　野村　哲三
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２８号
大分県速見郡日出町大字大神3348番地28、申立前の住所大分県速見郡日出町大字大神3356番地14
債務者　中武　志保（旧姓稲富）
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３２８０号
札幌市北区麻生町１丁目３番24号
破産者　比田勝祐士
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７５３号
札幌市南区石山２条８丁目１番10号コーポ石山Ｂ101号、開始決定時の住所札幌市南区石山１条６丁目10番６号
破産者　柿崎　昭広
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０１６号
札幌市中央区南５条西10丁目1015番地５　マンションセブン１号
破産者　西村　正則
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１０８号
札幌市中央区南８条西９丁目757番地25　朋和ハウス１号
破産者　後藤　和子
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０５号
北海道苫小牧市明徳町１丁目20番９号
破産者　蓮本　清美
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２２８号
北海道苫小牧市泉町１丁目13番２号　ハイツまるいＮＯ152―202号
破産者　名取　慶二
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第３７号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地３街区８棟302号、破産開始決定時の住所埼玉県春日部市備後東７丁目27番１号
破産者　十合　　莞
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
埼玉県行田市藤原町１丁目30番地31
破産者　細井　信一
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１００号
富山市五番町４番７―403号　セントラルパレス
破産者　廣野修一郎
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８７号
新潟県妙高市杉ノ沢2401番地、住民票上の住所長野県上田市築地744番地１
破産者　木内ヨシ子
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１４号
長野県上田市常磐城１丁目６番15号
破産者　北村智恵子
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第６３号
滋賀県長浜市木之本町田部469番地４、開始決定時の住所滋賀県伊香郡木之本町大字田部469番地４
破産者　加藤　照美
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第８１７号
大阪府泉大津市助松町１丁目11番５号小津浜ハイツ１Ｃ、開始決定時大阪府泉大津市助松町３丁目１番31―201号
破産者　天成管工こと　壽﨑　周治
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９７６号
大阪府岸和田市西之内町12番11号
破産者　イズミプレハブこと　南　　正浩
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係